

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により教育長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 25 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和6年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	36	36	0	0
指導事項	70	69	1	0
検討事項	1	1	0	0
計	107	106	1	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年7月2日に教育長から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和6年度

(1) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
坂下高等学校	<p>県が借主となる体育館の敷地に係る2件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案については、貸主との契約締結の際、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づく暴力団等からの不当介入を受けた場合の通報義務等の記載の必要性を十分に認識していなかったことにより記載漏れが発生したものである。</p> <p>今回の指導を踏まえ、貸主と交渉を重ね、当該措置要綱等に基づく契約解除に関する条文の追加、及び暴力団等からの不当介入を受けた場合の警察への通報義務を付記した内容により次回（令和8年3月末）の更新時に契約締結することで貸主の合意を得られた。</p> <p>今後契約を締結する案件については、契約書の条文等が岐阜県会計規則等に基づく契約内容を備えたものであるかについて、担当者、会計員及び出納員の複数人によるチェックを徹底し、再発防止を行う。</p>